

議員案第1号

大阪・関西万博の中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年3月13日提出

小金井市議会議員

坂 井 えつ子

齋 藤 康 夫

水 上 洋 志

片 山 かおる

大阪・関西万博の中止を求める意見書

2025年4月開催予定の2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）を巡り、開催費用や工期の遅れなど、かねてから指摘されてきた問題が深刻になっている。万博会場の建設費は資材価格の高騰と労務費の上昇により、当初見込みの1,250億円から1,850億円に、2度目の増額で2,350億円と当初見込みの1.9倍まで膨れ上がった。

また、会場建設費とは別に、日本館に360億円、警備費に199億円、発展途上国の支援に240億円、全国的な機運醸成に要する経費に38億円など、合わせて837億円もの国費の投入が明らかになっている。

さらには、昨年12月に国が公表した試算によると、万博に関連した国や自治体、民間が投じるインフラ整備費に9兆7,000億円が計上されており、反面、万博開催による経済効果は2兆7,400億円しか見込まれていない。費用対効果を考えると開催そのものに問題があると考えられ、直近の世論調査では万博の会場建設費増額による国民負担増について、納得できないとの回答が7割を超え、開催の必要性に関しても7割近くが不要と回答し、国民の中で万博開催反対の声が高まっている。

一方、建設工期に関しても建設費の高騰による入札のやり直しや、残業規制が厳しくなる「2024年問題」などにより大幅に遅れており、日本建設業連合会によると、よほど簡易な構造であるか、あるいは部材調達の方法が立っているなど、特段の事情がないと、（開幕までに間に合わせるのは）難しいのではないかと述べている。

このような状況の中、本年1月1日、石川県能登半島でマグニチュード7.6、最大震度7の大地震が発生し、震源地である能登半島を中心として甚大な被害を受けた。

現在、復旧、復興に向けて歩みを進めているが、能登半島地震で発生した被災地から排出される災害廃棄物の量は、通常ゴミの64年分と試算され、倒壊家屋の撤去には12年かかると言われている。

今後、万博会場のパビリオン建設が本格化してくれば、全国規模で相当数の職人が工事に従事することにより、当然、能登半島地震の復旧工事にも影響が出ると予想され、経済安全保障担当相が岸田首相に、能登半島地震の復興を優先するため万博の延期を進言したとも報じられた。

よって、小金井市議会は、政府に対し、多くの国民が願わない万博を強引に開催するよりも、能登半島地震からの復旧、復興を最優先とし、大阪・関西万博を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
内閣官房長官様
総務大臣様
国際博覧会担当大臣様

議員案第2号

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進
を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年3月14日提出

小金井市議会議員

清 水 が く

五十嵐 京 子

渡 辺 ふき子

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進
を求める意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を出来る限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取組を進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を活かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

この様に、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決と共に、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミーの一層の推進のために、以下の事項についての特段の取組を求めるものである。

- 1 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
- 2 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
- 3 製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や行動変容を促す、携帯アプリ等を活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様
環境大臣 様

議員案第3号

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年3月14日提出

小金井市議会議員

清水 かく

五十嵐 京子

村山 ひでき

小林 正樹

片山 かおる

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬（オーバードーズ）による救急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は、「60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こし、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。

よって、小金井市議会は、政府に対し、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の事項について特段の取組を求めるものである。

- 1 現在、濫用等の恐れがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども（高校生・中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。
- 2 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務付け、副作用などの説明と併せて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 3 濫用の恐れがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
- 4 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置付け、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議員 宮 下 誠

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
孤独・孤立対策担当大臣様

議員案第4号

裏金事件の真相解明を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年3月14日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

齋 藤 康 夫

水 上 洋 志

片 山 かおる

裏金事件の真相解明を求める意見書

自由民主党（以下「自民党」という。）が政治資金パーティーの名で、脱法的に企業・団体献金を長期に渡って集めながら政治資金報告書を偽造し裏金をつくっていたという、前代未聞の政治資金規正法違反事件が明らかになった。組織ぐるみで所属議員の多数が関わり違法行為を行っていたという点で、かつてない金権腐敗事件である。

高物価の中、国民は暮らしに必死であるのに、裏金づくりをしていたことに怒りは頂点に達している。

自民党による自主申告の調査が行われ、20年以上前から85人の国会議員らが政治資金収支報告書を偽装し、5.8億円もの裏金を手にしたとされた。しかし、この調査結果では不十分であり、誰がいつ何の目的で裏金システムをつくり、何に使ってきたのかは不明のままである。調査結果では2019年、2022年の参議院議員選挙で改選された議員の裏金の金額がその年に増えており、裏金が選挙のために使われた疑惑が浮かび上がっている。選挙買収などに裏金が使われていないかどうかの解明が必要である。

誰がこのシステムをつくり活用したのか、裏金は何に使われたのか、全容解明なくして再発防止はない。関わった全ての政治家の公開での証人喚問こそ必要である。

また同時に、金権腐敗政治の根を断つためには、企業・団体による政治資金パーティー券購入含め、企業・団体献金の全面禁止が必要である。

自民党は、この20年間で464億円もの企業・団体献金を受け取っているが、企業が政治献金を行うのは見返りを求めているからであり、政策をゆがめることはあってはならない。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 裏金づくりに関与した政治家全員の公開での証人喚問を行い、真相解明を行うこと。
- 2 政治資金パーティー券購入を含めて企業・団体献金を全面的に禁止すること。
- 3 裏金づくりに関与した政治家全員の税務調査を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
内閣官房長官 様
総務大臣 様

議員案第5号

能登半島地震における住宅再建支援の抜本的拡充を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年3月14日提出

小金井市議会議員

坂井 えつ子

斎藤 康夫

たゆ 久貴

片山 かおる

能登半島地震における住宅再建支援の抜本的拡充を求める意見書

能登半島地震では2024年2月22日現在、241名の死者と多くの負傷者を出し、いまだ1万2,000人を超える方が避難生活を送る状況である。とりわけ、住宅被害は甚大で、石川県内で4万6,000棟以上が全・半壊、もしくは一部破損という状況で、他の府県を合わせると、住宅被害の総数は、7万6,000棟を超える事態となっている。

仮設住宅の建設・確保を急ぐとともに、現在の避難所が人権と尊厳が保障されるように改善を進めることが緊急に求められている。現場に支援を届け切るために政府は責任を果たすべきである。様々な事情で自宅に残っている人、ビニールハウスで生活する人、車中泊を続ける人など被災者の状態やニーズを把握し、苦難に寄り添った丁寧な対応が必要である。

被災者の切実な願いの一つは、住まいの再建である。被災地は過疎化と高齢化が進んでいる。住み続けられる地域を取り戻すために、住宅再建は極めて重要な課題である。

2007年の被災者生活再建支援法の改正で支援金が最大300万円とされたが、当時から増額を求める声があがってきた。建設資材物価指数データでは、昨年12月の建設資材が支援法改正時に比べて151%もの値上がりとなっている。現状維持では「目減りになる」になることは明らかである。高齢者等への支援が行われるとのことだが、支援額の大幅引き上げが求められる。同時に、被災者生活再建支援法の適用範囲を見直す必要がある。

被災者の住宅再建支援のために、住宅再建支援法を改正するなど抜本的な対策強化が必要である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 住宅再建支援法における支援金について、半壊、一部損壊に広げ、支援額を600万円以上に引き上げること。
- 2 住宅支援法の適用範囲を都道府県で100世帯以上、市町村では10世帯以上の住宅全壊の適用条件を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
内閣府特命担当大臣 (防災) 様

議員案第6号

能登半島地震を踏まえて、志賀原発の廃炉を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年3月14日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

た ゆ 久 貴

片 山 かおる

能登半島地震を踏まえて、志賀原発の廃炉を求める意見書

能登半島地震によって、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「志賀原発」という。）において、変圧器が故障、外部電源が一部使えなくなり、絶縁や冷却のための油が漏れ出した。また、使用済み核燃料プールのポンプが止まり、一時的に冷却が停止するなどのトラブルが発生した。

トラブルについて、北陸電力や政府がいつ、何をどこまで把握し、明らかにしていたのかという問題がある。例えば、2024年1月1日16時10分の地震発生後の同49分、政府の原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、「使用済燃料の冷却の状態に異常がないことを確認」と発表した。しかし、プールの溢水を確認したのは、志賀原発1号機で17時18分。2号機は、1月2日の0時55分だった。油漏れの量は当初の発表とまったく違って5倍以上である。事実関係を十分確認する前に、「異常なし」と公表していた疑念がある。

1号機、2号機とも設計上の想定を超えた揺れが観測された。今回の地震は長さ150キロに及ぶ活断層の動きが原因と言われている。再稼働に向けた審査のために北陸電力が規制委員会に提出している資料では、想定される活断層は最大で96キロである。想定を超えた活断層の動きがあった可能性があることは明らかである

能登半島周辺で想定を超える活断層が動き、想定を上回る揺れや津波、地盤の変化が志賀原発を襲う可能性は否定できず、それを予見することは極めて困難だと言わざるを得ない。

原発事故が不幸にも発生した場合の避難計画にも問題がある。計画では石川県輪島市や穴水町、志賀町などから最大15万人の避難を想定しているが、内閣府は避難について、「基本は自家用車や支援者の車」としている。道路が寸断された今度の状況を見れば、現実的ではないことは明らかである。

能登地方では2020年12月から地震活動が活発化しており、昨年5月には最大震度6強の地震が発生している。北陸電力は、能登半島を「複雑な断層帯だ」と認めている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、北陸電力志賀原発を廃炉にすることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
原子力規制委員会委員長 様

議員案第7号

「国の補充的指示」を含む地方自治法改正法案の提案を急ぐことなく広く丁寧な議論を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年3月14日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

「国の補充的指示」を含む地方自治法改正法案の提案を急ぐことなく広く丁寧な議論を求める意見書

岸田首相からの諮問に基づき、昨年12月、第33次地方制度調査会は、「国の補充的指示」など3点にわたる答申を行った。この答申に基づき、政府は地方自治法の改正案を準備し、今国会中に提案の準備を進めている。

答申は、クルーズ船における新型コロナウイルスの集団感染の事例を挙げ、幅広い分野で見られた感染対策の不手際の要因から、個別法に規定されない「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」への対応の必要性を挙げ、「国の補充的指示」という国の権限強化に対応策を求めている。

法案は「国の補充的指示」の要件を、個別法に規定されない「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」について極めて曖昧な規定としており、立法事実も明らかとなっていない。この事態に安全保障が含まれるとすれば、国民の自由や財産を縛ることにもつながる。2000年の地方分権一括法における国・地方の対等ルールに逆行する。地方とのコミュニケーションを前提にするとの条件も付けているが、自治事務への国の指示権も含まれるおそれもあり、全国知事会は、国と地方との適切な情報共有・コミュニケーションを図ること、国の補充的な指示は、地方自治の本旨に則り、目的達成のために必要最小限度の範囲とすること、国と地方公共団体の関係の特例として位置付け、一般ルールとの区別を求めるコメントを発表している。地方分権の後退につながる危険性があり多くの国民、地方自治体関係者との多くの議論が必要である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、「国の補充的指示」を含む地方自治法の改正法案の提案を急ぐことなく広く丁寧な議論を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様
総務大臣 様

議員案第8号

訪問介護基本報酬の引下げに反対する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年3月14日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

齋 藤 康 夫

水 上 洋 志

片 山 かおる

訪問介護基本報酬の引下げに反対する意見書

2024年4月1日より適用される介護報酬単位が公表された。それによると訪問介護の基本報酬は身体介護、生活援助、通院乗降介助とも、全て基本報酬が引き下げられている。

基本報酬は引き下げたものの、処遇改善加算のアップ率は全ての事業中最高なので、事業収入全体では影響がないかのように説明されているが、試算すると最上位の処遇改善加算を取得してもマイナスになってしまう。

事業所経営実態調査で訪問介護が収益率7.7%という大幅な黒字となったことが引下げの理由とのことだが、これは増加の一途であるサービス付き高齢者向け賃貸住宅(サ高住)等の併設事業所の収益率が高いからである。サービス提供効率が高く、調査の提出率も高いと考えられる。

一方、小規模な単独事業所は調査に応じる余裕さえない。併設型訪問介護は、同一建物内に居住する利用者を回って介護するため施設介護に近く、地域の中を一軒ずつ訪ねてケアを提供する訪問介護とはかけ離れ、カテゴリー自体を分けるべきものである。

訪問介護は、すでに15.3倍の有効求人倍率で、訪問介護員の高齢化も突出している。地域の在宅介護を支えてきた小規模事業所は次々と撤退。ヘルパー不足でケアプランに必要な介護を組むことができないという悲鳴が全国の現場から聞こえてくる。

人件費比率が72.2%の訪問介護で基本報酬を引き下げれば、単独型小規模事業所の経営は悪化し、閉鎖倒産が相次ぐだろう。仮に処遇改善加算で職員賃金を上げることができたとしても、物価高騰の中で経常費などを賄うことができないからだ。実際に、2023年の訪問介護事業者の倒産件数は67件、倒産以外に事業を停止した介護事業者の休廃業・解散が510件と、いずれも過去最多を記録している。

在宅介護の命綱である地域に根差した単独型の訪問介護が減っていけば、独り暮らしや老老世帯はたちまち「介護難民」になる。家族介護に頼らざるを得ず、介護離職は激増する。「可能な限り最後まで住み慣れた地域で」を謳った国が進める地域包括ケアシステムはますます有名無実になるだろう。

民間団体が行ったケアラーへの聞き取り調査では、一人で複数の家族・親族をケアする多重介護や、子育てと介護が重複するダブルケア、家族のケアを担うヤングケアラーなど、実に多様なケアラーの存在が浮き彫りになった。訪問介護を利用できない事態になれば問題は更に複合的になり、介護離職が増加するなど社会的影響の深刻化が懸念される。

多くの人々が訪問介護の現状を危惧する中、この基本報酬引下げは暴挙というほかない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、訪問介護基本報酬の引下げに強く抗議し撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第9号

能登地震を踏まえ、全ての原発再稼働の見直しを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年3月14日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

能登地震を踏まえ、全ての原発再稼働の見直しを求める意見書

本年1月1日に発生した能登半島地震では、北陸電力株式会社志賀原子力発電所(以下「志賀原発」という。)も強い揺れと3メートルの津波に襲われ、外部電源の一部から受電ができなくなるなどの影響を受けた。地震により多くの家屋が倒壊し、広い範囲で道路が寸断され、地盤隆起が生じて港が使えなくなり、孤立した集落もある。

また、モニタリングポストが一部測定不能になった。

志賀原発は長期停止中であつたこともあり、深刻な放射能漏れを伴う事故に進展しなかつたのは幸運としか言いようがない。

一方で、現在の原子力災害対策指針とそれに基づく自治体の原子力防災計画(避難計画)は非現実的であり、住民を守るために役に立たないことが改めて露呈した。

家屋倒壊・津波で一刻も早い避難が求められ、屋内退避もできず、安定ヨウ素剤を探し出し服用するような余裕もなく、通信が断絶された地域も多く、避難指示が伝わらなかつた。道路の寸断や地盤隆起で、避難は困難であり、避難先も被災していた。

原子力災害は自然災害との複合災害として生じる可能性が高いため、これらの状況は、今後も起こりうることである。

原子力防災計画は、住民を被ばくから守る最後の壁ともいふべきものであり、原子力災害対策指針はその土台となるものである。これらが現実に機能しないのが明らかである以上、原発を動かすべきではない。

よつて、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 能登地震を踏まえ、原子力災害対策指針とそれに基づく各自治体の原子力防災計画(避難計画)の見直しをすること。
- 2 活断層による地震動評価の過小評価が指摘されている。全国の原発についても徹底した再検証をすること。
- 3 前2項が実施されないまま、原発を再稼働しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣様
経済産業大臣様
原子力規制委員会委員長様

議員案第10号

香害による健康被害の実態調査と実効性のある施策の推進を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年3月15日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

香害による健康被害の実態調査と実効性のある施策の推進を求める意見書

近年、家庭で使用する柔軟仕上剤を始めとした合成洗剤、柔軟剤及び消臭剤等に含まれる揮発性有機化合物によって化学物質過敏症を発症し、頭痛、めまい、胃腸症状及び呼吸障害等の症状により通勤・通学や買い物といった日常生活が困難になるなど、深刻な影響を訴える人が増えている。

「香害」の言葉でも表現される「新たな環境汚染」として、毎月第1土曜日に「#香害は公害」ツイッターデモも行われ、2021年8月には消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省が5省庁連名で香害に関するポスターを作成するなど、少しずつ取組は進んでいるが、健康被害を訴える人は後を絶たない。2022年8月には香害をなくす議員の会が発足し、2024年1月には、香害をなくす議員の会、香害をなくす連絡会、カナリア・ネットワークの3団体の連名で、業界団体や企業に対してマイクロカプセル香料の長続き製法の見直しを求める8,889名の署名が提出された。

この問題の根幹は、揮発性有機化合物を含んだ合成洗剤等が香りや抗菌という付加価値のある日用品として大量に消費されているながら、その成分が与える健康被害の実態解明や原因究明が進んでいない点にある。商品の使用が自らの健康被害につながり、他者の健康を害することについて、消費者が企業に安全性の調査を求めるのは当然であるが、企業の問題意識が希薄なため、国において抜本的な対策が必要である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、香害について実効性のある施策と安全性確保のための施策の推進を迅速に行うため、以下の事項を実現するよう強く求めるものである。

- 1 国において健康被害による実態調査を行い、企業並びに健康被害を訴える者を交えて化学物質による健康被害の解明に取り組むこと。
- 2 柔軟仕上剤、消臭剤等を「家庭用品品質表示法」の指定品目とし、香料の成分表示を義務付けること。
- 3 「香料・化学物質過敏症」についての周知・啓発をより一層強化するとともに、各都道府県に専用の相談窓口を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣様
文部科学大臣様
厚生労働大臣様
経済産業大臣様
環境大臣様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）様

議員案第11号

国民の負担増となる少子化対策の財源の見直しを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年3月15日提出

小金井市議会議員

水 上 洋 志

片 山 かおる

国民の負担増となる少子化対策の財源の見直しを求める意見書

政府は年3.6兆円の少子化対策の財源を歳出改革による医療・介護の公費削減(約1.1兆円)や公的医療保険料に上乗せする「こども・子育て支援金」(約1兆円)などで確保するとしている。少子化対策の内容は、①妊産婦に10万円相当を支給する制度、②育児休業給付の引上げなど「共働き・共育て」支援、③保護者の就労要件を問わずに保育所などを利用できる「こども誰でも通園制度(仮称)」、④児童手当の拡充策で、妊産婦支援と育児休業給付の引上げについて、こども・子育て支援金で賄うとしている。この原資は全ての医療保険加入者の保険料に上乗せし、2026年度から徴収し、2028年度まで段階的に引き上げるというものである。

歳出改革では、75歳以上の高齢者の医療費3割負担、介護保険2割負担の対象拡大などによる利用者の自己負担増となる。介護保険の2割負担について、昨年の厚生労働省の試算では、対象者を年収190万円以上に広げると公費は400億円削減される一方、自己負担額は800億円に増えることになることが試算されている。「1.1兆円もの医療・介護の公費負担を削減すれば、べらぼうな利用者の負担増になる。『実質的な負担は増えない』との言い方は誤魔化しだ」という声が広がっている。

これは公的医療保険の仕組みを使って徴収するが、厚生労働省の試算でも、年収300万円の単身者の場合、介護保険料は協会けんぽでは年2万8,400円、国保では年4万4,000円で、協会けんぽの1.5倍の負担になることが明らかになっている。

同じ収入でも保険ごとに支援金の負担額が異なることから、収入の多い人より収入の少ない人の負担が増える場合があることが明らかになっている。

また、「こども・子育て支援金」は、社会医療保険料の負担を増やすことになるが、政府は当初会社員や公務員などは一人当たりの負担額が月額500円弱と言っていたが、1,000円の負担の人も出てくることを政府自身が認めている。

こども・子育て支援は必要であるが、現役世代も高齢者など年金生活者も国民負担ばかりが増えることになることは、国民的理解は得られない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、国民負担が増えるこども・子育て支援金は撤回し、少子化対策の財源の見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内 閣 総 理 大 臣 様
内 閣 官 房 長 官 様
財 務 大 臣 様
内閣府特命担当大臣(こども政策) 様

議員案第12号

公立小・中学校の給食費無償化を早期に実施することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和6年3月25日提出

小金井市議会議員

水谷 たかこ

五十嵐 京子

鈴木 成夫

渡辺 ふき子

高木 章成

片山 かおる

森戸 よう子

公立小・中学校の給食費無償化を早期に実施することを求める意見書

文部科学省の令和3年度学校給食実施状況等調査によれば、完全給食を実施している公立小・中学校において保護者が負担する給食費は、平均月額で小学校が4,477円、中学校で5,121円となっており、小・中学校9年間の総額を単純計算すると合計で464,475円と、子育てへの保護者の出費が多岐にわたって増える中で、大きな負担となっている。就学援助の制度もあるが、それだけでは急激な収入減や精神的にダメージを受けて手続きもままならない保護者の家庭などに対しては十分に対応できない。今後の日本の発展のためには、こうした経済的な負担を軽減し、誰もが子育てしやすい環境をつくることが不可欠と言える。

東京都の区部では、現在多くの自治体で給食費の無償化が行われているが、本市のように実施が困難な自治体との間に新たな三多摩格差が生まれることを懸念する声も上がっている。一方で実施中の各地の自治体においても、事業費負担が重く、いつまで継続できるのか不透明であるという現実があり、自治体ごとの財政状況や判断によって差ができたり、事業の継続性が損なわれたりすることを防ぐ仕組みが求められている。

政府は、昨年6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」の中で、「学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小・中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。」としている。時間をかけて築き上げてきた自治体ごとの給食の良さを残しつつ、不公平感のない給食費の無償化を、国として早期に実現すべきであると考えている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、公立小・中学校の給食費無償化を早期に実施することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内 閣 総 理 大 臣 様
内 閣 官 房 長 官 様
財 務 大 臣 様
文 部 科 学 大 臣 様
内閣府特命担当大臣（こども政策） 様

議員案第13号

東京地方裁判所による「専決処分は違法、市立保育園2園廃園条例は無効」との判決を踏まえ、市民への謝罪と説明及び判決を重く受け止めたコンプライアンス遵守の行政執行を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和6年3月25日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

水 上 洋 志

渡 辺 大 三

東京地方裁判所による「専決処分は違法、市立保育園2園廃園条例は無効」との判決を踏まえ、市民への謝罪と説明及び判決を重く受け止めたコンプライアンス遵守の行政執行を求める決議

去る令和6年2月22日、東京地方裁判所（以下、「東京地裁」という。）は、西岡前市長による専決処分での市立保育園2園廃園条例の制定に関して、「専決処分は違法、廃園条例は無効」との司法判断に基づく判決を下した。白井市長は控訴せず、判決が確定した。

子育て支援に関する基幹的公共施設である市立保育園を法律違反の方法で廃園と決めた前市長の責任は極めて重く、市は、原告はもとより全ての市民に対して謝罪と説明を行うべきである。

また、司法により「違法、無効」と判断された条例を、行政が判決確定後も運用することは、法律による行政の原理及び三権分立の原理から言っても許されるものではない。

よって、小金井市議会は、白井市長に対し、今般の東京地裁の判決を重く受け止め、コンプライアンス遵守の行政執行を行うことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和6年 月 日

小金井市議会

議員案第14号

公立保育園の廃園方針と廃園条例を撤回しない白井市長に責任を問い、
1日も早い正常化を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和6年3月25日提出

小金井市議会議員

古畑俊男

たゆ久貴

水上洋志

渡辺大三

高木章成

片山かおる

森戸よう子

公立保育園の廃園方針と廃園条例を撤回しない白井市長に責任を問い、
1日も早い正常化を求める決議

令和6年2月22日、東京地方裁判所（以下、「東京地裁」という。）は、さくら保育園に在園する児童の保護者が原告となって起こした小金井市立保育園条例の一部を改正する条例（以下、「廃園条例」という。）の取消訴訟についての判決を下した。

前市長が行った専決処分は違法であり、違法な条例は無効であるとの判断である。

原告が一昨年行ったさくら保育園の施設利用は不可とした小金井市の処分は取り消すと判断した。

判決に従えば、廃園条例は無効だと判断されているために、改正案を提出しなくても元に戻っているにもかかわらず、白井市長は原告のみに元の条例が適用されるとして、原告以外の児童には現在の「違法の判決が下された廃園条例」が適用されるという妙論を主張し、0歳、1歳の募集の再開は行わないと断言した。

そして、3月25日の今定例会最終日に、公立保育園の在り方検討委員会の設置条例案と関連する予算を提案した。その内容は、①公立保育園の在り方について1年半かけて検討する、②来年6月には市長が在り方の方針を決定した上で、③9月には条例改正案を提出するというものである。また、前市長時代に策定した「廃園方針案」は撤回しないと明言した。

白井市長の対応は、司法の判断を勝手に捻じ曲げるもので、小金井市には原告に適用する条例と原告以外に適用する条例と2つの条例が保育業務には混在するという異常な行政運営となっている。

加えて、白井市長の2022年11月の市長選の公約は、廃園条例の撤回であった。

今回の白井市長の態度は、公約にも反する態度であり許されない。多くの保護者と市民が、東京地裁の判決に白井市長が従うことを期待していたが、それを裏切る結果となっていることは遺憾である。

よって、小金井市議会は、白井市長に対し、公立保育園の廃園方針を撤回せず、廃園条例を元に戻さないことに抗議し、その責任を問うとともに、1日も早く募集を再開するなど保育業務の正常化を求めるものである。

以上、決議する。

令和6年 月 日

小金井市議会

議員案第15号

十分な説明責任を果たさない白井市長に優先整備2路線に対する直営2次検証を行わないことを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和6年3月25日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義

沖 浦 あつし

鈴 木 成 夫

村 山 ひでき

十分な説明責任を果たさない白井市長に優先整備2路線に対する直営2次検証を行わないことを求める決議

令和6年度一般会計予算に都市計画道路に関する検証委託料が計上された。都市計画マスタープランに基づき、市内における未着手の都市計画道路の必要性を検証し、市施行路線の優先順位を整理すること自体は否定しない。ただし、東京都施行の優先整備2路線に対する直営2次検証は不要であり、反対する。

直営2次検証の目的は、中止要望書を提出するための前段階として優先整備2路線は小金井市固有の課題があると東京都に整理して説明する根拠をつくるためという答弁が予算特別委員会の審査で繰り返された。しかし、その答弁すらも二転三転し、今なお玉虫色の解釈が可能な曖昧模糊とした説明に終始しており、多くの議員から白井市長の真意を質す質疑が繰り返される事態となった。

そもそも「直営」と表現された市長の補助職員が行う課題整理などは、お手盛りであり客観性も担保されない。優先整備2路線は不要との結論ありきの作業だとしたら恣意的であり、そもそも検証と呼べるのか疑問である。

しかも、直営2次検証の固有の課題の抽出、意向調査の概要、「総合的に判断」する主体、といった重要な点も不明確であり、市職員が行う「検証」であるので議会が議決する令和6年度一般会計予算には直接的に含まれていないにしても、市長の政策的判断に基づく重要施策の説明としては不十分で、議会の質疑を混乱させた市長の提案姿勢は極めて不誠実であると言わざるを得ない。

予算特別委員会の質疑では、固有の課題の検討項目は、議会要求資料において例示はされたが、具体的な検討方法は決まっていない。あくまでも現時点での項目だから増えるかもしれないという答弁であった。また、意向調査においては、具体的な方法は決まっていない、というか検討できていないという答弁で、総合的判断は誰が行うのかとの質疑に対し、庁内的手続きは未定、最終的には市長に伺い、市長として意見は言うとは今後どのような展開になるかも全く不透明な答弁が続いた。昨年の当初予算の討論において複数の会派から事業構築の熟度の低さを指摘されたにもかかわらず、市長の政策的提案である重要かつ新たな事業における本提案の熟度の低さは、優先整備2路線の賛否にかかわらず議会として看過することはできないものである。

さらに、直営2次検証の具体的な方法等は後日あらためて建設環境委員会等で報告するとの答弁もあったが、議会が了とするまで意見が百出し、長い時間がかかると予想される。そして、仮に直営2次検証を進めたとしても、総合的に判断された検証結果が優先整備2路線は不要であれば、後日、優先整備2路線は必要と主張する議員や市民からは、ゆがんだ検証であったとの批判は免れず、まして東京都が優先整備路線から外す根拠になり得るとも考えられない。また、「検証結果」が「優先整備2路線は必要」であれば、後日、優先整備2路線は不要と主張する議員や市民からの同様の指摘が相次ぎ収拾がつかなくなる恐れがあることに加えて、職員に無用な努力と苦勞を強いることになりかねない。

よって、小金井市議会は、市長に対し、余計な混乱を引き起こし、事態を悪化させる可能性が高く、議会に対し十分な説明責任を果たさないまま実施される東京都施行の優先整備2路線に対する直営2次検証は行わないことを求めるものである。

以上、決議する。

令和6年 月 日

小金井市議会

議員案第16号

優先整備2路線（都道3・4・1号線、3・4・11号線）の検証について、白井市長の提案姿勢の反省と議会への説明を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和6年3月25日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

五十嵐 京 子

小 林 正 樹

片 山 かおる

優先整備2路線（都道3・4・1号線、3・4・11号線）の検証について、白井市長の提案姿勢の反省と議会への説明を求める決議

白井市長は、選挙公約ではけと野川の自然と文化を壊す都道整備は東京都に中止・見直しを要望する、と市民に公約している。市長に就任し1年半、議会から何度か要望書の提出について問われたが、要望書を提出できておらず、調整中との答弁に留まり、説明責任も果たせていない。

令和6年第1回定例会において、白井市長は施政方針に「都市計画道路の必要性について独自に検証をしていきます」と明記し、都市計画マスタープランにある未着手路線の検証に、独自に優先整備路線として都道3・4・1号線と3・4・11号線（以下、「優先整備2路線」という。）を追加した検証予算を市議会に提案した。施政方針、一般質問、当初予算のいずれの質疑でも、優先整備2路線に関し、都道整備への賛否を問わず多くの会派の議員から検証について質問が行われた質疑において「検証の結果、総合的に判断する」とする一方で、「中止要望書を出すためのプロセスとしての検証である」また、「中止要望書を出す結果になることを期待するが、様々な観点から総合的に判断してまいりたい」と二転三転し、一貫性を持たず、どちらの立場の議員からも何のための検証か不明瞭との指摘がなされた。

この優先整備2路線は、検証しなければならない法的根拠がなく、東京都へ中止要望書を提出するため、しっかりとした手続きに沿って要望をするための検証であることが質疑を重ね明らかになったが、「結論が決まっているものに対しての検証予算であれば無駄遣い」や「考え方を変えたのであれば公約に照らして不当な予算となり望ましくない」などの意見が出された。さらに、最終的な総合判断については具体的な方法・責任主体が決まっていなくても、優先整備2路線の経費は、「現段階では必要ないが、必要な時に必要な予算を提案する」との答弁で、全く曖昧で不明瞭なものであった。また、意向調査についても、いつ誰にどのように何を聞くのか詳しく検討できておらず、議会から出し直しを求める意見が出るほど熟度の低い提案であることは明らかで、事業構築の在り方に課題があると言わざるを得ない。

よって、小金井市議会は、白井市長に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 議会に議案を提案する際はしっかりと事業の目的、方向性、全体像、必要とされる経費、方法や手続きなど必要項目について庁内での検討を十分に重ね精度を上げた上で、提案すること、質問には真摯に答えること。
- 2 優先整備2路線の検証業務に着手する前に、その目的、全体像、個別具体のプロセス（都市計画審議会の位置付けを含む）を議会に説明すること。

以上、決議する。

令和6年 月 日

小金井市議会